



# 三重県公報

令和5年12月5日 (火)

第 471 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
755	第2回みえ県民1万人アンケートの実施	( 企 画 課 )	2
756	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	3
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	4
	特定開発行為に係る対策工事等の完了	( 防 災 砂 防 課 )	4

告 示

**三重県告示第 755 号**

第 2 回みえ県民 1 万人アンケートを次のとおり実施します。

令和 5 年 12 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査の目的

令和 4 年度からのおおむね 10 年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示した総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」において、「強じて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現を基本理念として掲げ、新しい三重づくりに取り組んでおり、県政運営の参考とするため、県民の生活の満足度等を把握することを目的とする。

2 調査の期間

令和 5 年 12 月 5 日（火）から令和 6 年 1 月 9 日（火）まで（36 日間）

3 調査対象者

令和 5 年 9 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 18 歳以上の県民 10,000 人

4 調査の方法

郵送調査及びオンライン調査

5 調査の主な内容

- (1) 生活の満足度
- (2) 県が注力している取組に関すること

**三重県告示第 756 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 12 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス新正店  
四日市市新正一丁目 2462-1

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年 7 月 21 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,301 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	45 台	縦覧による
合計	45 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	24 台	縦覧による
合計	24 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	40 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	40 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	4.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	13.5 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 5 年 11 月 20 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 6 年 4 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 5 年 12 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年11月22日から令和6年1月4日まで
- 3 作業地域  
桑名郡木曾岬町外平喜、同町西対海地、同町田代及び同町栄

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年11月22日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和5年12月5日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
津市河芸町西千里

---

次の特定開発行為に係る対策工事等が完了しましたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告します。

令和5年12月5日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 開発区域  
三重郡朝日町大字柿字西広 2770 番 5 外 3 筆  
面積 641.55 m<sup>2</sup>
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名  
四日市市浜田町 1 番 15 号  
株式会社リョーケン 代表取締役 寺本 弘幸

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---